

労働保険番号					氏名		災害発生年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			年 月 日	

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		年 月 日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日	毎月 日	
A	よって支払ったもの期間に	賃金計算期間		月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
			計		円	円	円	(ロ) 円
B	日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	月 日 日から 日まで	計	
		総日数		日	日	日	(イ) 日	
		労働日数		日	日	日	(ハ) 日	
		賃金	基本賃金		円	円	円	円
			手当					
			手当					
計			円	円	円	(ニ) 円		
総計		円	円	円	(ホ) 円			
平均賃金		賃金総額(ホ) 円 ÷ 総日数(イ) 日 =		円		銭		
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの(ロ) 円 ÷ 総日数(イ) 日 = 円 銭 (イ)</p> <p>Bの(ニ) 円 ÷ 労働日数(ハ) 日 × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (ロ)</p> <p>(イ) 円 銭 + (ロ) 円 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>								
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	(イ) 労働日数又は労働総日数	(ロ) 賃金総額	平均賃金 $(ロ) \div (イ) \times \frac{73}{100}$			
	第3号の場合	月 日 日から 日まで	日	円	円 銭			
	第4号の場合	都道府県労働局長が定める金額		円				
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円			
	<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金(賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ))</p> <p>(円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭</p>							

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	(イ) 日
業務休業 外した 期間 中の 療養 等の 賃金 のため	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間（雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（特別給与）について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。